

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能(昭和五十年労働省告示第七十五号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
<p>物の種類</p>	<p>値</p>	<p>物の種類</p>	<p>値</p>
<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号(第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。)及び第五十條第一項第七号へ(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>		<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号(第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。)及び第五十條第一項第七号へ(第五十條の二第二項において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九の二号から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側に設ける令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物、同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、19の2から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>	

ベリリウム及びその化合物	(略)	(略)
ペンゾトリクロリド	○・○五立方センチメートル	(略)
アクリルアミド	(略)	(略)
エチレンイミン	○・○五立方センチメートル	(略)
硫化水素	一立方センチメートル	(略)

二 令別表第三第一号1、2、4若しくは5に掲げる物若しくは同
号8に掲げる物で同号1、2、4若しくは5に係るもの、同表第
二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは特定化学
物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号、第二十
六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一・三―ブ
タジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセントを超
えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸
ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物
のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置
にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、それぞれ同
表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表(略)

ベリリウム及びその化合物	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(略)
アクリルアミド	(略)	(略)
エチレンイミン	一ミリグラム又は○・五立方セ ンチメートル	(略)
硫化水素	五立方センチメートル	(略)

二 令別表第三第一号1、2、4、5若しくは7に掲げる物若しく
は同号8に掲げる物で同号1、2、4、5若しくは7に係るもの
、同表第二号8、12、19、26、29若しくは32に掲げる物若しくは
特定化学物質障害予防規則別表第一第八号、第十二号、第十九号
、第二十六号、第二十九号若しくは第三十二号に掲げる物又は一
・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセ
ントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若し
くは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤そ
の他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所
排気装置にあつては、次の表の上欄に掲げる物の状態に応じ、そ
れぞれ同表の下欄に定める制御風速を出し得ること。

表(略)